

三重地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

三重労働局一般公示第 135 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき三重県ガラス・同製品製造業最低賃金、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、三重県の区域内でガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（※ 1）、情報通信機械器具製造業（※ 2）、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（※ 3）を営む使用者（※ 4）又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「三重地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

【注】

- ※ 1 電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
- ※ 2 ビデオ製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。
- ※ 3 自転車・同部分品製造業を除く。
- ※ 4 上記業種のうち、※ 1、※ 2 及び※ 3 の業種を除いた純粋持株会社を営む使用者を含む。

平成 29 年 8 月 7 日

三重労働局長 林 雅彦

記

三重地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、三重県の区域内でガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（※1）、情報通信機械器具製造業（※2）、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（※3）を営む使用者（※4）に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、三重県の区域内でガラス・同製品製造業、電線・ケーブル製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（※1）、情報通信機械器具製造業（※2）、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（※3）を営む使用者（※4）又はその団体であること。

※ 記の1の(1)及び(2)の※1、※2、※3及び※4については、上記【注】で示した説明内容と同様である。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成29年8月28日

(3) 推薦書の提出先

三重労働局労働基準部賃金室

(津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎)

(別紙様式)

平成 年 月 日

三重労働局長 林 雅彦 殿

推薦者（代表）

住所

氏名

⑩

（団体の場合は所在地・名称、代表者職氏名）

三重地方最低賃金審議会（ ）最低賃金専門部会委員の
候補者として下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体 地位をすべて記入すること）	略 歴
			別紙「履歴書」の とおり

内 諾 書

三重労働局長 林 雅彦 殿

平成 年 月 日

氏名

印

私は、三重地方最低賃金審議会（ ）専門部会委員に任命
されましたときには、就任することを内諾します。

履 歴 書

氏 名

(生年月日 昭和 年 月 日 満 歳)

現住所 〒 —

(電話 — —)

連絡先 〒 —

(電話 — —)

学 歴 (最終)

年 月

職 歴

年 月

年 月

現 職

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日

氏 名

印